

 **最低賃金が改正されます**

群馬労働局

群馬県最低賃金(地域別最低賃金)は、時間額935円から985円に改正され、令和6年10月4日から発効します。

群馬県最低賃金は、群馬県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。なお、特定の製造業については、群馬県最低賃金より時間額が高い特定(産業別)最低賃金が定められています。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた支援策の一環で、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その費用の一部を助成する「業務改善助成金」もご活用ください。

問合せ 業務改善助成金コールセンター
☎0120-366-440

確認しよう 最低賃金！
群馬県最低賃金は
時間額 **985** 円に
令和6年10月4日より改正

 **中小企業省力化投資補助金
カタログ登録サポートセンター開設/
応募・交付申請の随時受付**

中小企業庁

今後の公募に向けて製品カタログの充実を図るべく、中小企業省力化投資補助金事務局内に、「カタログ登録サポートセンター」を設置しました。本センターは、省力化製品の製造事業者をはじめ、販売事業者、中小企業等からの相談受付を実施しています。

また、応募・交付申請について、利便性を図り、早期の省力化を実現するために、当面の間、随時受付を行います。

問合せ 中小企業省力化投資補助金事務局
カタログ登録サポートセンター
☎03-6746-1530

受付時間 9：30～17：30
月曜～金曜(祝日除く)

 **中小企業向け測定基礎研修会
開催のご案内**

一般社団法人群馬県計量協会

計量士を講師に迎え、測定機器の基礎知識を学ぶとともに、実際にノギスやマイクロメーターを使用しながら、使用方法の注意点や誤差発生要因などを実践的に習得する「中小企業向け測定基礎研修会」を開催します。

日時 令和6年11月19日(火)
13：30～16：30

会場 群馬県計量検定所「会議室」
(前橋市下大島町81-13)

参加費 会員：1,000円
非会員：3,000円

定員 15人

締切 令和6年10月29日(火)

問合せ 一般社団法人群馬県計量協会事務局
☎027-263-8217

✉gunkeikyo@dan.wind.ne.jp

◆商工中金金融相談所スケジュール
前橋支店 営業日の9：00～15：00

<編集後記>

◆今月号では、「ワクワクWORK」と題し、「働くこと」をテーマにした座談会の内容を掲載しています。ご協力いただきました3名の組合職員の皆様、ありがとうございました。

◆紙面では、組合を取り巻く環境変化についてもお話を伺っております。一方、私は育児・介護・体調不良と、自身を取り巻く環境の変化が立て続けに起き、生活と仕事の両立の大変さを痛感させられました。

◆座談会の中で、子育てと仕事に加え、資格取得に向けた勉強までも両立していたというお話がありました。頭の下がる思いです。

◆コロナ禍が明け、第二子の出産には立ち会うことができました。ところが、男親ができることは少なく、無力感を感じました。こればかりは替われないので、育児では活躍できるよう心掛けたいと思います。(T・Z)